Paper

「自由についての一考察（理念及び憲法そして哲学)」

A Consideration on Freedom - Principle, Constitution and Philosophy

Jun MATSUDA
GHAMAS Management Laboratory
/Chiyoda U-tech Co., Ltd.
Consulting Group
E-mail: matsuda.jun@chiyodacorp.com

松田　順
ガーマス　マネジメント研究所
/千代田ユーテック株式会社
コンサルティンググループ

Abstract

When we think about freedom, we assume that the relationships between individuals and nations under the democratic and liberal ideas of modern Western countries (mostly developed Western countries) and Japan are premised, and the "evaluation standards for freedom" are considered. ” is also based on this idea. Above all, the premise that freedom is the “good” (best, ideal, ultimate) in European thought (particularly based on Christianity and the French Revolutionary thought) is greatly involved. However, in the world's thought and long history (history in the world with diversity of political systems, cultures, religions, etc.), whether this European thought is really the premise of everything or whether it is good for human beings is another matter. The current situation is that the "scope and contents of freedom" also differ in different countries and political systems (democracy, authoritarianism, dictatorship, failed states, etc.). For this reason, let's think about the freedoms in Japan and major Big countries (USA, France, China, Russia, India, Indonesia, etc.), especially those specified in the constitution, while looking at the differences between countries and systems. And let's look at it from the perspective of freedom evaluation (although this evaluation axis is also currently a Western perspective). As a result, in the current situation, the world will not settle down if we do not recognize "freedom" in diversity. Shouldn't we stick to the idea of univocal justice, good and evil, ideals and ultimate goal .

We have to admit that the political systems also has its own historical route of the region and the countries.

概要

自由を考えるとき、我々は現在の西欧諸国（欧米先進諸国）並びに日本での民主主義、自由主義的な思想のもとでの個人及び対国家の関係が前提として考えられ、「自由の評価基準」もこの考えが根本にある。そして何より、ヨーロッパ思想（特にキリス

ト教的な基本の元、そしてフランス革命の思想）で考えた自由が「善」（最高、理想、究極の）であるとの前提が大きく関わっている。しかし、世界の思想や長い歴史（政治体制、文化、宗教等の多様性がある世界での歴史）の中では、このヨーロッパ思想が本当に全ての前提となるのか、それが人間にとって良いのかは別である。国そして政治体制の違い（民主主義、権威主義、独裁、破綻国家等）においては「自由の範囲や内容」も異なっているのが現状である。

このため、現在の日本及び主要国（アメリカ、フランス、中国、ロシア、インド、インドネシア等）における自由特に憲法に明記されたものを参考に、国ごと、体制毎の違いを見ながら考えてみる。そして自由の評価軸（この評価軸も現状、欧米的な見方ではあるが）からも見てみる。

結果として、現状では、やはり多様性の中での「自由」を認めないと、世界は落ち着かないのではないか。一義的な、正義、善悪、理想や究極と言う考え方に固守すべきではないのではないか。政治体制もその地域、国々の歴史的な経路があることを認めざるを得ない。

KEY WORDS
Liberty Personal Freedom　Social Freedom Idea　Constitution philosophy diversity path dependence　freedom ratio
キーワード
自由、個人の自由、社会の自由、理念、憲法、哲学、多様性、経路、自由度、

CONTENTS

目次：１．はじめに
２．自由とは
３．各国の憲法に見る自由の保障
（日本、アメリカ、フランス、中国、ロシア、インド、インドネシア）
４．自由について（個人から考える）（思想家、哲学者の考え方）
５．哲学的に自由を考える―認識とは
６．自由について（家族、組織、コミュニティ、国家から考える）
７．世界の自由度（国家の序列付け）
（先進民主主義国家、権威主義国家、独裁国家、破綻国家での自由の意味）
８．終わりに

1. はじめに

「自由」を考え論議する場合、従来は近代のヨーロッパ思想（並びにキリスト教精神）と言う枠組みが前提となっていることが多い。更に、「自由」については、人間（個人）の観点から論じることが多い。つまり現在の民主主義、自由主義的な思想の

もとでの個人及び対国家の関係が前提として考えられ、「自由の評価基準」もこの考えが根本にある。

そして何より、ヨーロッパ思想で考えた自由が「善」（最高、理想、究極の）であるとの前提が大きく関わっている。しかし、世界の思想や長い歴史（政治体制、文化、宗教等の多様性がある世界での歴史）の中では、このヨーロッパ思想が本当に全ての前提となるのか、それが人間にとって良いのかは別である。

特に、日本においては、明治以降の急激な西欧化並びに 1945 年の敗戦と戦後のアメリカ型民主主義、自由主義の導入により、国民、市民がこのルールが唯一、正しいものと思いこまされ、教育されてきてしまった。（勿論、反対論とし戦前よりマルクス主義や共産主義、社会主義思想が導入され、ある一定範囲で受け入れられてはいたが）

しかし世界には、この「ヨーロッパ起源の思想である自由」とは相反し、また受け入れられない国々が多い（むしろ国数や人口でも多数派と言える）のも事実である。特に宗教（イスラム、ヒンズー、仏教等）の強い中近東（サウジアラビア、イラン、中央アジア等）そして統治システムとして、個人崇拝や統一者・統率者（天子、皇帝、王、書記長、主席、長老、権威者、カリスマ、軍人＜軍功が有っても無くても＞等）が統治し、又は独裁的大統領・首相・議長・書記長等が統治する国（ロシアや中国等)、更に権力簒奪者等をふくみ第二次世界戦後独立を果たしたアフリカ諸国（軍事も含め権力集中、簒奪)、そして民主的政権と軍事政権・独裁政権など交互に繰り返す国々（中南米諸国、アジア）など多々ある。

さらに根本思想として、そもそも「自然や動植物と人間とが共存する」（東洋的な思想でもある）ことを前提とした社会と人間中心主義を貫き、場合により人間が自然や動植物を支配又はコントロールする」（西欧的な個人を中心、人間中心思想でもある）でそこから生まれた自由主義や民主主義を基調とする思想が、上手く協調できるのかという疑念がある。

更に、「自由とは何か」を、個人を前提としたレベルだけでなく、家族や集団＜部族や氏族、民族集団＞そして社会、国家レベルと言う集団での思想でも考えなければならないのではないか。

２．自由とは

１）自由の語源（西洋と東洋）

自由については、西洋（英語表現で）では現在、自由（Freedom）と自由（Liberty）の 2 つの用語（英）があるが、Freedom とは拘束されない論議、表現、思想の表現ができる事、痛み、苦しみ、差別などから解放される事となっている。Liberty では、社会的・政治的に制約されていないとか、経済的に負債を負っていないという意味で用いられてきた。現在は、2 つは、ほぼ同じ意味で使われている。

２）歴史的に東洋特に中国社会では、本来「好き勝手」や「自由気まま」と言う意味で使われてきた。（日本でも同様に、旧来はこの意味で使用されてきた）

中国では「自由」については元々の表現として確立されていなかったが、明治期以降、日本の「自由」と言う言葉が中国にもたらされた。しかし現在では、その意味・内容は異なっている。

かように、「自由」とは、現在でも各国で異なる内容である場合が多い。このことは、各国の憲法や憲章等にも表れており、文化にもより異なってくる。

世界標準の「自由」はないと考えるべきである。

3．各国の憲法に見る自由の保障

自由を考えるとき、哲学的に近代、現代の思想家、哲学者による自由論を見ることも重要ではあるが、現代では、その国の**憲法**においてどのように「自由」や権利・人権が保障されているかを見ることが重要である。

特に、日本国憲法に限らず、欧米の自由主義・民主主義国家だけでなく中国、ロシアといった権威主義的な国家や最近独立を果たした、と言っても 50 年は経っている、インドやインドネシア（宗教が色濃くある国家）等とも比較して見てみる。

但し、単純な比較はできないが、個別の概要を見てみる。（比較対象は、日本、アメリカ、フランス、中国、ロシア、インドネシア）

1）日本国について（自由の成文化の例）

日本国憲法では、第 19 条の表現の自由から第 23 条に掛けて、自由について成文化されている。まとめると精神的自由（思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由、教育を受ける権利、集会の自由、結社の自由、表現（や出版）の自由）や経済的自由（貧困からの自由、欠乏からの自由、居住移転の自由、職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由、財産権（私有）の保証）そして人身の自由では第 31 条から 37 条まで（奴隷的拘束・苦役からの自由、令状なき不当な勾留など、正当な法的手続きを踏まない不当な拘束からの自由、勾留に当たっての法的手続きの保障、刑事裁判の保障等がある。一方で***自由権の濫用***はしてはならないとされている）がある。

更に政治的な自由は第 18 条、38 条、40 条で抑圧・強制からの自由、政治的行動や表現に対する内部的な制約（同調圧力）からの自由、選択の自由、態度非決定の自由等がある。

2）各国の憲法における自由とは

世界を見回すと、自由と共に特に第一次世界大戦前後から民族の独立と自決権や国家主権、そしてなにより人権＜人種問題等＞（国際人権規約や国際人権法等）がその国の憲法に大きく関わってきている。

i）米国憲法では、前文

「われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に 備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、ここに アメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確定する。」となっており、これ以外は、三権分立や州の権限、そして

大統領の権限、並びに選挙権等について規定している。連邦議会の権限がかなり強いといえる。（上院、下院）修正条項では、特に自由に関して以下の規定がある。

武器保有権（修正 2 条）、不合理な捜索・押収・抑留の禁止（修正 4 条）、財産権の保障（修正 5 条）、国民が保有する他の権利（修正 9 条）、奴隷制の禁止（修正 13 条）市民権、法の適正な過程、平等権（修正 14 条）がある。

ⅱ）フランス憲法（1958 年憲法）では、前文

「フランス人民は、1789 年宣言により規定され、1946 年憲法前文により確認かつ補完された、人の諸権利と国民主権の諸原理に対する姿勢、および 2004 年環境憲章により規定された権利と義務に対する姿勢を厳粛に宣言する。

これらの原理および諸人民の自由な決定の原理の名において、共和国は、加盟意思を表明する海外諸領に対し、自由・平等・友愛の共通理念に基礎づけられ、諸領の民主的発展をめざして構想されたところの新制度を提供する。」

「第 1 条〔共和国の基本理念〕

① フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。

② フランスは・・・、出自、人種あるいは宗教の区別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する。フランスは、あらゆる信条を尊重する。フランスは、地方分権的に組織される。

③ 法律は、選挙で選ばれる代表者的任務、選挙により就任する職務、および、職業あるいは、社会における責任ある地位への男女の平等な参画を促進する。

35 条で宣戦の条項がある。さらに 71 条で権利擁護官制度があり、ここではア）権利擁護官は、国家行政、地域共同体、公共施設、および、公役務の任務を授権されあるいは組織法律が公役務に関して権限を授けたすべての機関が、権利と自由を尊重することを監視する。ィ）何人も、第 1 項に規定する公役務もしくは機関の作用により権利を侵害されたと考える者は、組織法律の定める条件に従い、権利擁護官に訴えることができる。権利擁護官は、職権により活動を開始しうる。

なお、上記憲法で、規定されている 1789 年の「人および市民の権利の宣言（1789 年 8 月 26 日）」では、

「国民議会へと構成されたフランス人民の代表者は、人の諸権利についての無知、忘却または軽視が公衆の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であると考え、人の自然的で不可譲かつ神聖な諸権利を一つの厳粛な宣言において提示することを決議したが、それは、この宣言が、社会体のすべての構成員の心に常に存在し、彼らに絶えずその権利と義務を想起させんがために、であり、また立法権や執行権の諸行為が、その都度あらゆる政治制度の目的と比べ合せられることが可能となって、より一層尊重されるようになるためであり、また、市民の諸要求が、今後簡明で異論の余地なき原則に基礎づけられて、常に憲法の維持と全員の幸福に向かうようになるためにである。それゆえに、国民議会は、至高の存在の面前で、かつ、その庇護の下に、人および市

民の以下の諸権利を承認し宣言する。
第 1 条〔自由と権利における平等〕
人は、自由で権利において平等なものとして生まれ、かつ、自由で権利において平等なものであり続ける。社会的差別は、共同の利益に基づいてしか行うことができない。
第 2 条〔政治社会の目的と自然権の内容〕
あらゆる政治社会形成の目的は、人の自然的で時効消滅することのない権利の保全である。その権利とは、自由、所有権、安全、圧政への抵抗である。」
これ以外に、意見の自由（10 条）、表現の自由（11 条）の一方、公的きょう勢力による権利の保障（21 条）、公的負担の平等（22 条）がある。
更に 1946 年憲法において、憲法前文では、「人間の人格を隷従させ堕落させようとした体制に対し自由な諸国民が勝ち取った勝利の翌日に、フランス国民は、あらためて、すべての人間が、人種、宗教、信条の差別なく、不可譲かつ神聖な諸権利をもつことを宣言する。フランス国民は、1789 年の権利宣言により認められた人および市民の権利と自由、ならびに、共和国の諸法律により承認された基本原理を厳粛に再確認する。フランス国民は、さらに、我々の時代に特に必要なものとして、以下の政治的、経済的、社会的諸原理を宣言する。法律は、あらゆる領域において、女性に男性と平等な権利を保障する。自由に与する行為のゆえに迫害されている者はすべて、共和国の領土で庇護を受ける権利をもつ。各人は、労働する義務と雇用を得る権利を有する。何人も、その労働もしくは雇用において、その出身、意見もしくは信条を理由に利益を害されてはならない。すべての人は、労働組合活動によりその権利と利益を防御し、かつ、自己の選択する労働組合に加入することができる。罷業権（ストライキ権のこと）は、それを規律する法律の枠内で行使される。すべての労働者は、その代表者を通じて、労働条件の団体的決定と企業の管理に参加する。」
「公的負担の決定への参加（第 14 条）すべての市民は、自身であるいは代表者を通じて、公的分担金の必要性を確認し、それに自由に同意し、その使途を見守り、かつ、その分担割合、標準、取り立ておよび存続期間につき決定する権利を有する。」と非常に具体的に明示している。さらに「所有権の不可侵と正当保障（17 条）で　所有権は不可侵かつ神聖な権利であり、何人も、適法に確定された公的必要性がそれを明白に要請する場合で、かつ、事前の正当な保障の条件のもとでなければ、その権利を奪われてはならない。」とされている。
ブルボン王制を民衆により倒した国家らしく、市民（国民）の権利と責任、そして自由について明確に規定され、又国家による市民の抑圧を防ぐ仕組みができている。
日本では、特に上記 14 条に類する規定が弱いといえる。
ⅲ）中国の憲法
憲法は、**中国共産党の立場**から、アヘン戦争以来の中国革命の歴史を総括した「前文」に始まり、第 1 章の「総則」、第 2 章の「公民の基本的権利及び義務」、第 3 章の「国

家機構」及び第 4 章の「国旗、国歌、国章及び首都」の計 138 条からなる。
以下概要を記す。
「中国の国家体制と民主集中制：
中国は、労働者階級が指導する労農同盟を基礎とした**人民民主独裁の社会主義国家**である。社会主義制度は、中国の基本制度であり、いかなる組織又は個人による社会主義制度の破壊を禁止する（憲法第 1 条）。・・・つまり、共産党による革命で国家を作ったが、他の勢力（一般市民、人民及び外国勢力？）による革命、政権交代を憲法では認めていない。（政治的自由が無い）
「人民民主独裁」とは、人民内部（支配階級内部）においては民主主義原理を作用させ、被支配階級（社会主義制度を敵視し、破壊しようとする国内外の敵対勢力・分子や搾取階級としての資本家階級）に対しては**独裁を行う**という政治原則である。
　即ち、主権の帰属・享有主体は「（大多数の）人民」に限定され、その中でも労働者階級の優越的な地位を認めている。（実態は共産党党員と組織が占有）
「社会主義公有制」：中国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会主義公有制、即ち、全人民所有制（全人民所有制経済を国有経済ともいう）及び勤労大衆の集団所有制である。社会主義の初級段階においては公有制を主体とし、多種類の所有制による経済が共に発展する基本的経済制度を実行し、労働に応じて分配を受けることを主体とし、多種類の分配方式が共に存在するという分配制度を実行する（憲法第 6 条）。中国の都市部の土地は国の所有に属し、農村及び都市郊外地区の土地は基本的に集団所有に属する（憲法第 10 条第 1、2 項）。いかなる組織又は個人も、土地を不法占有し、売買し、又はその他の形式により不法に譲渡してはならない。土地の使用権は、法律の規定により譲渡することができる（憲法第 10 条第 4 項）。**社会主義の公共財産**は神聖不可侵であり、国は、社会主義の公共財産を保護する（憲法第 12 条）。
…このことは、私有権が制限されており、場合により職業選択の自由や移動の自由（戸籍上の移動：都市戸籍と農村戸籍といった固定的な割り振りも、通常の自由主義国家では考えられない制度である。）が無いといえる。
また、公民の適法な私有財産は侵されず、国は法律の規定により公民の私有財産権及び相続権を保護する（憲法第 13 条）。法律により政治上の権利を剥奪された者を除き、満 18 歳の中国公民は、全て選挙権及び被選挙権を有する（憲法第 34 条）。中国公民は、言論、出版、集会、結社、デモ及び示威行動の自由を有する（憲法第 35 条）。
人身の自由及びその他の権利：
中国公民の人身の自由は、侵されず、いかなる公民も、人民検察院の承認もしくは決定又は人民法院の決定のいずれかを経て、公安機関が執行するのでなければ逮捕されない。不法拘禁その他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪又は制限することを禁止し、公民の身体に対する不法な検査を禁止する（憲法第 37 条）。
このほか、信教の自由（憲法第 36 条）、人格の尊厳（同第 38 条）、住居の不可侵（同

第 39 条)、通信の自由（同第 40 条)、国家機関への不服申立（同第 41 条)、労働の権利（同第 42 条)、休憩の権利（同第 43 条）や教育を受ける権利（同第 46 条）などがある。自由及び権利行使に対する制限：中国公民は、その自由及び権利を行使するときには、国、社会及び集団の利益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なってはならない（憲法第 51 条)。

・・・中国では、このような権利や自由は法律で（共産党が随時制定する）制限されている。

iv）ロシア憲法（2020 年改正）について

前文　「われら、ロシア連邦の多民族の人民は、運命を共にわれらが大地で、人間の権利と自由を確立し、市民の平和と調和を確立し、**歴史上確立された国家**の結束を維持、人民の平等と自決の普遍的原理より進み、祖国への敬愛をわれらに伝え、善と正義の信念をわれらに伝えた祖先の思いを尊敬し、ロシアの国家の地位を復興し、確固としたその民主主義の原則を主張し、ロシアの安寧と繁栄を確実にもたらす努力、現在と未来の世代より前のわれらの祖国への責務より進み、世界共同体に存在する我らを自ら認識し、ロシア連邦憲法を制定する。」

「第１７条にて自由の承認および保障がされている。具体的には法律、裁判の前での平等、移動の自由、思想・信条の自由、言論の自由、結社の自由、宗教の自由等の自由が保障されている。禁止されていない企業経済活動を行うことができる（第３４条)。私的所有権は保護され、裁判所の決定以外財産を奪われることはない。国家的必要の場合、事前に等価補償が行われる（第３５条)。土地の私有も第３６条で認められている。しかし、現実には農業用地の私有化を認めるかどうかで、土地法典が今日まで採択されていない。私的所有権および企業・経済活動の自由を憲法が認めたことは社会主義から離れる上で非常に重要であると考えられる。

個別にみると第 17 条では、１．ロシア連邦においては、国際法公認の原則及び規定に従い、並びに本憲法に従い、人間及び市民の権利と自由が認められ、保証される。２．人間の基本的権利と自由は、生得のものであり、出生から各人に属する。３．人間及び市民の権利と自由の行使は、他者の権利と自由を侵害してはならない。第 19 条では　１．全ての者は、法と裁判の前に平等である。２．国家は、性別、人種、民族、言語、出自、財産及び職務上の地位、居住地、宗教への関係、信条、社会団体への所属、並びにその他の事情に拘らず、人間の及び市民の権利と自由の平等を保証する。社会、人種、民族、言語又は宗教の所属の徴候による市民の権利のいかなる形態の制限も、禁じられる。３．男女は、平等の権利と自由及びその実現のための平等な機会を有する。第 23 条では１．各人は、私生活の不可侵性、個人及び家庭の秘密、自己の名誉及び名声の擁護に対する権利を有する。２．各人は、信書、電話会話、郵便、電信その他の連絡の秘密に対する権利を有する。同権利の制限は、司法決定に基づいてのみ許される。第 27 条では、１．ロシア連邦領土に合法的に存在する

各人は、自由に移動し、滞在地及び居住地を選択する権利を有する。2．各人は、ロシア連邦国外に自由に出国することができる。ロシア連邦市民は、ロシア連邦に無条件で帰国する権利を有する。第30条では1．各人は、その利益の擁護のために労働組合を創設する権利を含めて、団結権を有する。社会団体の活動の自由は、保証される。2．何人も、何らかの団体への加入又はその在籍を強制されることはない。しかしながら、ロシア憲法と矛盾する国際機関決定の不履行が明記され、国際法より憲法が優越することが明記された。(国際機関の決定は、いつでも無視できる。国際連合や国際裁判所の決定等も同様に無視できる)

更に、在外同胞権利保護、歴史的団結、神への信仰、祖国防衛者の追悼、歴史的真実の保護、子どもの愛国心、公民意識、年長者敬意の育成等の愛国主義的、保守的な価値観を強調する文言が規定された。結婚を「男性と女性の結びつき」とし、政府の職務に「家族の支援、強化および保護、家族の伝統的価値観の保全」を追加し、同性婚を否定する内容となった。

v）インドの憲法は、基本的な政治原則の定める枠組みを規定し、組織、手続き、権利と義務、政府を制定し、基本的人権、インドの指導原理、市民の義務が記されている。世界の独立国の憲法の中で、最も長い成文憲法（22編、３５９条）である。憲法は、インド連邦が、主権を有する社会主義の世俗的民主共和国であり、市民に司法と法の下の平等と自由が保障されていることを宣言し、市民に友愛（fraternity）を奨励している。「社会主義」「世俗」「保全（integnity)」という語は、1976年の改正で定義に付け加えられた。インドでは、1月26日の憲法施行の日を「共和国の日」とする。

インド憲法の立案では多くの外国の資料を参考にしたが、中でもイギリスの議院内閣制に最も大きく影響を受けた。さらに、権力分立、インド最高裁判所の設置、変形されてはいるが連邦制（連邦政府と州政府の権限の憲法上の分離）の採用等、多くの原則がアメリカ合衆国憲法から採用された。・・・但し実際は、中央政府の権限が強い。

インド憲法では、基本的人権の保障が具体的である。更に国家政策の指導原則を定めている。特に、独立前の全政党委員会（P.M.ネルー委員長）による「ネルー報告書」の要旨が強く反映されている。以下抜粋＊孝忠　延夫（関西大学法学論集「インド憲法における基本権の保障と国家政策の指導原則」1993-906-30P229 -280 より）P235

(a)　インド共和国において、全ての統治権、すなわち立法権、執行権及び司法権は、人民に由来する。又すべての権限は、この憲法に基づいて設置された機関によりこの憲法と調和して行使されなければならない。

(b)　何人も、法律によらずしてその自由を奪われ、その住居又は財産を侵害、差押え又は没収されることはない。・・・財産権の自由

(c)　良心の自由、信仰告白及び宗教活動の自由は公の秩序又は道義に従い、全ての人に保

障される。

(d) 意見の自由な表明の権利、並びに平穏に且つ武器を携帯せず集会し、結社及び組合を結成する権利は、公の秩序又は道義に反しない限り保証される。

(e) インド共和国のすべての市民は、国が維持し又は国から援助を受けた教育施設への入学にさいして、カースト又は信条による差別を受けることなく、無償初等教育を受ける権利を有する。この権利は、権限ある期間により、適切な準備がなされて時には、裁判所に訴えて実現できるものとなる。

(f) 全ての市民は、法律の前に平等であり、等しく私権を享有する。

(g) 実態的たると手段的たるとを問わず、差別的な性質を持つ刑事法は認められない。

(h) 何人も、行為の時に適法であった行為について、処罰されることはない。

(i) 如何なる身体刑、又は拷問の性質を持つ以下らる閨閥も適法とは認められない。

(j) あらゆる市民は、人身保護令状を求める権利を有する。かかる権利は、戦争又は氾濫が生じたときに、連邦議会の制定する法律により、・・・停止することができる。・・・

(k) インド共和国及び共和国の州には、いかなる国教も存在しない。また国は、直接的にせよ、間接的にせよ宗教上の信念又は宗教上の地位を理由として、優遇したり不利益を与えたりしてはならない。

(l) 国の援助又はその他の公金の交付を受けた学校に通う者は、その学校で行われる宗教教育に出席することを強制された話らない。

(m) 何人も、その宗教、カースト又は信条を理由ちして、公雇用、公職又は名誉職及び職業活動に関して如何なる方法によろうと不利益を受けてはならない。

(n) 全ての市民は、公道、公の井戸、その他のすべての公の場所への立ち入り、使用する権利を有する。

(o) 労働及び経済条件の維持・改善のための団結及び結社の自由は、すべての人及びすべての職業にたいして保障される。かかる自由を制限又は破壊するすべての協定及び処分は、違法である。

(p) すべての市民の健康的で適切な労働を維持し、すべての労働者に生活賃金を保障し、母性の保護、子供の福祉並びに老人、病弱者及び失業者の経済的援助のために、国会は適切な立法を行わなければならない。

(q) 男女は、市民として平等の権利を有する。」となっている。

ここでは、非西欧世界における基本的人権保障の在り方に、一つの枠組みを提示している。なお、「指導原則」は大きく 5 つの点が加わった。①国は、村会を組織するための措置を取り・・・、②国は、農村地域での共同作業による家内工業の侵攻に努めなければならない。・・・、③アルコール飲料、有害薬物の使用の禁止に関する規定・・・、④農業・牧畜の振興、牛の屠殺禁止・・・、⑤執行府から司法府の独立を確実なものとするための措置を取ること・・・である。

その後、1976 年の第 42 次改正では、反国家的活動を制限、禁止するための方膣につ

いて基本権の適用除外を差がでている。(政府与党が反国家的活動とみなした活動を行う政治組織、文化団体或いは労働組合などを非合法化する広範囲な権限を国に与えた。・・・大国インドは、国内統一のための必要な強権を行う。

更に、基本権や指導原則にとどまらず、「発展への権利」なども保障され始めている。

vi）インドネシアの憲法では（新興国、途上国の憲法における自由についてインドネシアを一つの例に取り上げる）

序文　「そもそも、独立とはいかなる民族（インドネシアは多民族国家である。松田追記）にとっても不可侵の権利であり、それゆえ、植民地主義は人間性と正義に一致しないものであるがゆえに、世界から根絶されねばならない。そして、インドネシア独立への闘争は、今、自由で統一され、主権を有し、公正且つ繁栄を約束されたインドネシア国家の独立への入り口へ、インドネシア人民を安全且つ健全に導くことによって、祝福の時に至った。全能なる神の恩恵により、また自由な国民生活への高貴なる大志に導かれて、インドネシア人民はここに独立を宣言する。

これに続き；全インドネシア人民と全インドネシア国土を守るべきインドネシア国家の政府を設立するために；

国民の知的生活を発展させ、独立、恒久の平和、そして社会正義に基礎を置く世界において秩序を満たすことに貢献し、全体の福祉を向上させるために；

独立したインドネシア国家の構造は、インドネシアの憲法に規定されねばならない。そして、それは人民主権によるインドネシア共和国の国家形態を取り、次の原則に基づくものである；(パンチャシラである建国 5 原則)

唯一神への信仰。

公平で礼節のある人間性。(公正で文化的な人道主義)

インドネシアの統一。

合議と代表制による民主主義

インドネシア国民全体の社会正義（公正）の実現

となっている。

個別条文でみると＜基本的人権＞では、

「第 28A 条　全ての人間は生きる権利とその生存・生活を守る権利を持つ。

第 28B 条　全ての人間は家族を持つ権利を有し、合法的な婚姻によって子孫を残す権利を有するものとする。全ての子供は、生き、そして生長する権利を有し、暴力や差別から保護される権利を有するものとする。

第 28C 条　全ての人間は、その基本的な欲求を満たすことにより自己を向上させる権利を有する。そして、それ自身の生活を向上させ、人類の福祉のために、教育を受ける権利と科学・技術・芸術・文化を享受する権利を有するものとする。

全ての人間は、自己を向上させる権利を、その社会・国民・国家を興隆させるために共同体として追求することにより、有するものとする。

第 28D 条　全ての人間は、法により認知、安全、保護、保証への権利を有し、法の前に公平に扱われるものとする。全ての人間は労働する権利を有し、公平で適切な労働環境での扱い及びその賃金を受け取る権利を有するものとする。全ての国民は、行政において平等な機会を持つ権利を有する。全ての人間は、市民である状態について権利を有する。

第 28E 条　全ての人間は、自由にそれ自身の選択によって、宗教を信仰・実践し、教育を受け、国籍を選び、領土内での居住地を選び、また変更する。

全ての人間は、その良心に従い、自由にその思想信条を抱き、表明する権利を有するものとする。全ての人間は自由に結社し、集会を開き、その考えを表明する権利を有する。第 28F 条　全ての人間は、利用できる全ての経路を利用して情報を探し、入手し、所有し、保持し、処理し、伝達する権利を有すると共に、その個人と社会環境を発展させるために情報を伝え、また入手する権利を有するものとする。

第 28G 条　全ての人間は、その基本的人権に影響を及ぼすか否かにかかわらず脅威や恐怖から保護され安寧を確保する権利を有し、自己を守り、家族・誇り・尊厳・その所有する財産についての権利を有するものとする。全ての人間は、虐待及び人間の尊厳を貶める扱いから自由となる権利を有し、また他国からの政治亡命の権利を有するものとする。第 28H 条　全ての人間は、精神的・肉体的に安全な生活を行なう権利を有し、また、医療サービスを受けるとともに、適切で健康的な環境で生活する権利を有するものとする。全ての人間は、公平・平等を達成するための機会・利益を獲得するために、特別な処遇と安寧を得る権利を有する。全ての人間は、尊厳ある人として完全に自らを発展させることを可能とする社会的な保証への権利を有する。

全ての人間は、自らの所有物に対する権利を有し、それら所有権は、いかなる者によっても侵害されてはならない。第 28I 条　生きる権利、虐待からの自由への権利、思想・良心の自由への権利、信教の権利、隷属状態からの自由への権利、法の前に個人として認められる権利、そして遡及的な法律によっては裁かれない権利は、いかなる状況にあっても制限されることのない基本的な人権である。全ての人間は、いかなる根拠によっても、差別的な扱いから自由である権利を有し、またその差別的な扱いからの保護を受ける権利を有する。

文化のアイデンティティと社会の権利は、時代の進歩及び文明と調和しつつ尊重される。基本的人権の保護、発展、保持、そして実現は、国家の責任であり、特に政府の責任である。第 28J 条　全ての人間は、社会的、民族的、国家的な生活の秩序において、他者の基本的人権を尊重する義務を負う。権利と自由を行使するに当り、全ての人間は、他者によって享受されている権利自由の認知・尊重を保証することを唯一の目的とした法律によって規定される制限に従う義務があり、また、民主主義的な社会の道徳・宗教的価値観・安寧・公共の秩序への配慮に合わせて公正にそれらを追求するものとする。

３）各国の憲法の特徴と自由（現状）

上記代表的な 6-7 か国の憲法を見てみた結果、各国はその国の歴史や成立の経緯そして政治体制による「自由」もその内容が異なることが判る。

通常、日本人は、欧米系先進国の憲法を中心にモノを見がちであるが、やはりか国の政治体制、文化（宗教を含む）により異なっており、一律的な解釈や評価（フリーダム・ハウス等による「各国の自由度評価」も文化的なバイアス（独善的な決めつけは問題が起きる）があることを前提とすべきである。

自由に関しても多様性を認めていかざるを得ないのではないか。勿論、各国において、異民族や異なる宗教間での対立による自由や人権の侵害は出来るだけ減らしていくことは重要である。

４）国の政治体制の違い

政治体制が大きく異なることにより、その「自由」に関しても、各種の制約、制限があり、異なっている。日本では、自由については、憲法で保障されているとの概念が広く行き渡っているが、国家、政府がそれを犯しているか否か厳しく監視する機能が弱く、一部法律家（弁護士等）により訴えられる程度で、市民による監視は弱いといえる。

特に、現代の三権分立（立法：国会、行政：政府（含む地方自治体）、司法（裁判制度等）の三権分立もやはり、西欧思想から出ていることは間違いなく、この三権分立も決して、世界の共通認識として確立しているわけでない。

４．自由について（個人から考える）（思想家、哲学者の考え方）

１）自由の考え方の歴史

自由は、もともと古代ギリシャの政治体制の中で、君主制、貴族制、僭主制、民主制の入り混じった中で生まれた。そして、貴族・自由民（奴隷が多くいたポリス社会において）の特権としてあった。ヨーロッパでは、キリスト教が絶対的権威をもっていた時代から、中世以降、宗教改革と宗教対立の中から信教の自由が生まれ、また王制（王位にある者）から臣民（貴族）の権利と自由を守るために確立したものである。そしてブルジョワ（上級市民）（商業での成功者を中心に）が成立し、勢力を強めるに伴い、王制や貴族制に対する対抗としてのブルジョワが多くの権利を要求し、王制・貴族の特権を徐々にはく奪し、市民の権利、自由を拡大してきた。フランス革命はまさにブルジョワジー（第三部会）の権利の獲得であった。

２）近代の自由

近代の自由は、17 世紀のデカルトから始まると言われている。デカルトから 18, 19 世紀の自由論特に J.S.ミルの「自由論」について考えてみる。

デカルト（1637 年方法論序説）の自由は「事物の因果的決定を受けずに行為を選択、実行できる」と言う自由意志が重要だとした。（古典的理性主義と呼ばれる）

ホッブス（「リヴァイアサン」（1651）（1588-1679）は自由を、「人がある行為を意

志した時、行為者の外部に障害が存在せず、意志通りに行為できる」こととした。そして人間は自然権を持つため、争いは避けられないとした。いわゆる「万人の万人に対する戦い」が太古から現在までの歴史であると言っている。この戦いを終わらせるためには、相互に承認と納得が得られるよう、「自由」の在り方を調整する必要がある。国家の権力は、国民（個人）の自然権の集合であり、国家へは譲渡したに過ぎないと言っている。

ロック（「寛容論」（1689）（1632-1704）は、自由を個々の活動を行ったり、又は差し控えたりすることができる人間の持つ力とした。この点でロックも自由意志論に近いが、ある決定を保留しまた熟慮の結果で決定がなされるという点で異なる。

カント（「純粋理性批判」（1781）（1724-1804）による自由の考え方は、自由=自律であり、「自律」とは「自分の決めたルールに従うこと」である。「自由」は「何にも縛られず自分の思い通りにふるまえること」ではない。思い通りにふるまう自由は、欲望というものに縛られているため不自由だとする。カントは、神(キリスト教)と言う後見人は、不要とし、人間が理性を持つこと（自律する精神を持つ）から発想している。「人間が理解できる形で現れる世界(現象界)でのみ、我々は人間理性を認識できる。(対象が我々の認識に依存する)、つまり普遍性と客観的妥当性が可能であるとした。自由については、公的な自由、私的な自由、道徳的な自由(伝統的な自由)がある一方、人間の行動を観察し、自由のうちには人間の行動と経験を可能にする自由、つまり超越論的な自由があるとした。

ヘーゲル（1770-1831）は、フィヒテの後任で、ともにドイツ観念論の中心である。カントの二元論（現象界と物自体界）を批判し、人間精神は拡張され変化していくものだと考え克服した。ヘーゲルの自由（1770-1831）では「人間的欲望の本質は自由である。」、人間はだれしも自由に生きたいと思い、それを求める戦いで、それを実現していくプロセスであるとした。

J.J ルソーの自由（1712-1778）は、人間は自由なものとして生まれらが、いたるところで鉄鎖（政治権力）につながれている。どのような権力であれば自由を抑圧したことにならないか、と考え、人々の自由な意思によって政府の設立が合意されなければならないとした。この時国家を生み出す契約は、全員一致の合意によることが肝心とした。国家は法に基づいて活動し、法は人民自身が制定したものであれば、人民の「一般意志」の表現であり、個々人の利益に関わる　「特殊意志」を足し合わせた「全体の意志」とは異なるとし、他方で、多数決で決められた法は、「一般意志」と合致しているとした。

J.S.ミル（「自由論」（1859）（1806-1873）の自由は、端的に「他人に迷惑を掛けない限り、自分の利益（功利）を追求できること」としている。ミルはこの意味で自由主義を重んじ、少数意見を尊重することが個人の自由を守ることであり、それが知性を発展させるとした。人間の活動領域で公的領域（社会的自由）と各自の自己

決定に委ねる私的領域を分け、特定の支配者が国民全体の利害と対立することは少なくなったが、「多数者」もしくは自らを多数者と認知させた人々による個人の抑圧の危険は去っていないとした。この中で「多数者の専制」（社会に広がる意見や実践に同調しない人に対して…これらも意見や実践を行動規範として社会が強制する傾向がある、…とし）に対して個人は保護されるべきであるとした。個人の「行動の自由」に対して社会が「干渉することができる唯一の根拠は、自衛である。」とした（危害原則）。この導入は、大幅な自由を個人に認め、涵養の対象も広げた。最も包括的な意味で、良心の自由、意見と感情の絶対的自由、表現や出版の自由、趣味の自由、人生設計を立てる自由や行動の自由も認められるとした。宗教や生活様式の自由も認めているこれらは、は後、私的領域に属するとした。近代では、政教分離と信教の自由を基本とした。（但し、ミルは、後進的な、野蛮人や子供は除外していた。）

その他多くの哲学者・思想家により「自由」についての考え方が表明されてきた。

3）現代の自由の問題

現代では、特に先進国では、むしろ「過剰な自由」が大きな問題となってきている。アクセル・ホネットのいう「自由であることの苦しみ」を抱えてしまっている。自由が判らなくなっているともいえる。一方で過酷な「自由」競争社会の中で疲れ、惨めな思いを抱かされてしまっている。特に種々の格差（経済だけでなく）が広がる中で、自由が平等を破壊している状況になっている。更に、人間はお互いに相反する無数の欲望思っており、一方ですべてを満たすことはできない。様々な制限の中にあることを自覚し、その制限を乗り越えたとき自由を実感するといえる。人間はこの意味で本質的に「不自由」をいつも感じているといえる。（ヘーゲル）

アイザイア・バーリン（「自由論」（1969）（1909-1997）の政治的自由において積極的自由＜自己実現や自立としての自由＞と消極的自由＜他人の干渉からの自由＞」と言う分類は大きな影響を与えている。特に消極的自由（人が強制されずに行動できる領域の広さで、干渉を受けなければ受けない程、自由である＜社会の中の自由＞）をより高く評価している。積極的自由の概念の支持者がしばしば用いる、支配―服従関係を暗示する二分法を批判している。

バーリンは、「人間がその最も豊かな多様性において発展すること」も大切さを改めて教えてくれる。これらは、「選択の自由」が大前提となっている。選択の自由が価値を持つのは、様々な価値が対立する世界においてである、価値は一つの基準に還元できない多様なものである。（価値多元論）多様な選択が望ましい。但し、どの程度の領域を個人のものとするかは文明の状態と関係するとした。特に理性的自己支配主体にはきわめて懐疑的であった。つまり人間は、真の自己と偽りの自己と言うものに簡単には分けられないし、人間の内的葛藤を政治的には解決できると

は考えられないとした。文明的な社会を保っていくために自由は不可欠であり、自由を奪う専制に抗議し、元寝る人に耳を傾け、そのために断固戦わねばならないとしている。
更にエーリッヒ・フロム（1890-1980）は、「人は自分の有機体としての成長と自己実現が阻まれるとき、一種の危機に陥る。この危機は人に対する攻撃性やサディズムやマゾヒズム、および権威への従属と自己の自由を否定する権威主義に向かうことになる。自分自身の有機体としての生産性を実現する生活こそが、それらの危険な自由からの逃避を免れる手段だ」と説いた。フロムは、バールーフ・デ・スピノザと同じく「幸福は徳の証である」と考えていた。つまり生産的な生活と人間の幸福と成長を願う人道主義的倫理を信奉するとき、人は幸福になれるとした。『自由からの逃亡』で、近代において発生した個人の自由がいかにして権威主義とナチズムを生み出したのかを説明し、サディズムやマゾヒズムおよび権威主義を人間の自由からの「逃走のメカニズム」として分析し、現代において真のデモクラシーを保つための提言がなされている。「自由からの逃避のメカニズム」として破壊性と機械的画一性も指摘している。思考や感情や意思や欲求は個人の自発的なもの由来ではなく社会や他人による影響の大きさ、そして自分自身が自分自身によって思考し感じ意思・欲求することの難しさも指摘している。そして無意識による心理学によって社会的常識を破って個人や文化の分析をすることができるとした。
ノージック（1938-2002）（『アナーキー・国家・ユートピア』）の政治的自由のみならず経済的自由を最大限享受することの重要性を説いている。更にリバタリアニズムとして「個人が生み出したものは勝手に分配されるべきではない（権限原理）、国家は暴力などから守り契約の履行を強制するなどの、一部の役割のみしか認められない・・」とするなど非常に自由主義的思想をもたらした。

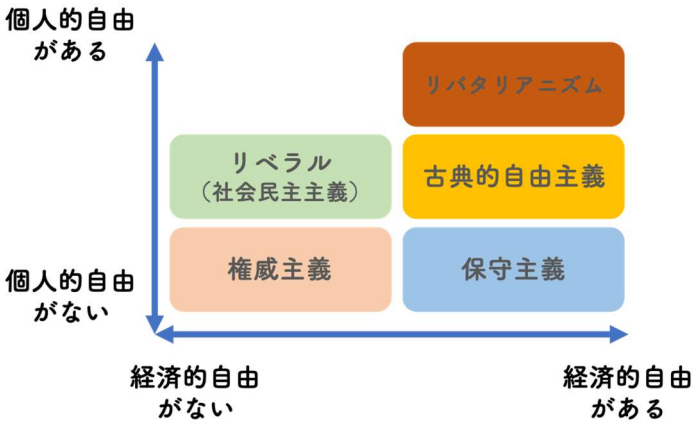

この意味で、国家の役割を軽視する最小国家論に近いといえる。但し、リバタリアニズムも右派（自己所有権の強化）と左派（平等主義的）がある。

ロールズは「正義論」(1971)(1921-2002)の中で、身体の自由、良心の自由、思想 の自由、政治的自由、移動の自由、機械の平等といった「憲法の保障する自由」が＜平等な自由＞という特徴を共有すると考える。そして、こうした自由を擁護できるのは「社会的効用」ではなく「正義の概念」だと考える。さらに人々の＜複数性＞を基底に社会 的効用の概念と正義概念を区別する。すなわち、ある人の不利益を他人の利益で埋め合わせるという考え方を認めるかどうかということである。正義はこれを認める余地をもたない。しかし、このような平等な自由を保障するだけでは、自由は実現しないだろう。自由を実現するために、自由を行使する条件整備と実行力が必要である。すなわち社会的に相対 的弱者の自由を保障する条件に関わるのが、 補償原理と格差原理であるとしている。「理性的人間が、他に何を欲しようとも、必ず欲すると想定されているもの(社会的基本財)」とは、「権利、自由と機会、および所得と富」と言われる。さらに自分に価値があるという感覚もこれに含まれる。しかしこれらの社会的基本財は、それを使う人の社会 的・個人的条件によって大きく異なるであろう。

最近では、マッキンタイア(1929-　)、は、「自由」観が、いわゆる西洋の伝統的な哲学における人間観であるとし、過剰に理性や言語に偏りすぎており、自立した個を高く評価しすぎているとした。また、人間について、どんな人間も、完全に完璧に正しいと判断などできず、自らのことを正確に知っていないとした。このためコミュニティを重視している。コミュニタリアンとして、アソシエーションとして国家と家族の間にある人々の多様なつながりや組織を重視した。

ハイエークの「自由の条件」(1960)(1899-1992)では、「個々人の自由」に最大の価値をおいている。「社会においてある人に対する他の人からの強制が可能な限り少なくなっているような人間の状態」であり、自由の侵害=不自由とし、通常の私たちが、不自由と感じるような状態(例えば金に不自由していても)でも他人の強制でなければ自由であるということになる。これの次に、政治的自由や内面の自由、そして能力としての自由があり、選択の自由もこれらに含まれる。

アマルティア・セン「自由と経済開発」(2000)(1933-)の自由は、開発途上国を念頭に、又厚生経済学の観点からの観点が強い。「人々が享受する**実体的諸自由**の拡大のプロセスとして開発を捉え、この自由を拡大することを目的としている。

センは、多くの異なった自由を想定している。中心は人の生活・人生を豊かにする実体的自由を言い、空腹、病気等回避できる基本的能力や読み書き能力、政治参加の自由などの諸自由があるとする。更に諸自由はそれぞれ他の自由を促進する働きがあるとする。これらを道具的自由とも呼んでいる。(政治的自由、」経済的諸ファシリティ(経済取引の自由等)、社会的諸機会、透明性の確保、保護的安全等からなる。更にケイパビリティ(潜在能力)と言う概念を導入し、それぞれが持つファンクション(機能)の重要度を基に生活・人生の実体の細部にわたって評価する。

達成・実現と「達成・実現する自由」を区別している。
これ以外にマイケル・サンデル（1953-）の「自由とコミュニタリアニズム」そしてフランクフルト学派第3世代のアクセル・ホネットの「自由であることの苦しみ」（1949—）も取り上げられてきている。
これまでの自由論は、個人からみてのそして社会や社会階層、政府、国家等に対しての論議が広く社会で取り上げられてきた。
今回は、元々の社会にとって又は国家にとっての自由度（他国や他の社会との比較において）について考えてみる。

4）自由論の対象（個人としてか、集団、組織などとの関わりか）

①個人と個人間の自由や②個人と社会、政府、国家との関係での自由、③国家間の自由④社会・政府・国家にとっての自由、又は社会・政府・国家（場合により政党、国家宗教など）から見た自由とその許容範囲の点からみて、個人と「その他集団・組織としての自由」の考え方における自由の比重について考えてみる。
此れらに関して世界尺度があるのか、西欧的な自由の基準において各国家の自由度について考えてみる。
人間同士の自由の争いの本質ではなく、国家同士又は政治的基本概念（価値を共有する）を共通する国家グループ同士の自由の争い（思想や理念）の本質の中での自由争いがより重要となってきている。
いわゆる民主主義国家群の自由（国家等の強大な権力に足枷をすることによる、個人の自由を守る考え方）と権威主義国家群での自由との争いを考えてみる。
（国家や社会・宗教的な国家・社会・制度や軍事的強権国家においては、それぞれの国の在り方・体制を維持することの重要性が高く、個人・市民の自由は制限や制約があることは、必要・当然であるとの考え方）
いわゆる「政治の世界」が「自由の世界」と衝突する関係を見てみる。
ここでは、特に③及び④について考察する。

1）国家間の自由（集団・組織としての自由）

国家において、従来の西洋的な民主主義、自由主義の概念がある国家と権威主義的や独裁的専制的な国家においては、自由の概念が大きく異なる。
確かに憲法では、それぞれ自由を謳ってはいるが、その適用、運用の場合に大きな制限が掛かっていることが多い。更にこれらに対する第三者（含むジャーナリズム、市民団体）による監視や監督の有無やその強さが異なる。
特に内政干渉を嫌う国家（独裁国家等）と色々な組織（ＮＧＯ等）により監視、警告等を真摯に受け止める国（民主主義的国家）とで「自由」は大きく異なる。
現代は、政治としての自由がより問題となっている。経済的な自由は、中国では鄧小平の時代からかなり緩められてきた。（近代化のためには発展が欠かせない。このためには自由市場制を取り入れた。＜黒猫、白猫の問題＞）一方で、政

治的な自由は全く保障されないまま来た。更に宗教として国教が定められている国、イデオロギー（政党、その他）による制約が大きい国、何より国家としての体をなしていない国々が多くあることも現在の世界である。ここでは、政治的にも経済的にも社会的にも自由は全くない状態といえる。

国家として体をなしていない国では、自由論議そのものが成立しない。

２）社会・政府・国家にとっての自由、又は社会・政府・国家（場合により政党、国家宗教など）にとっての自由は、まさに西洋的な概念では推し量れないが、個人に還元すると、基本的人権をまず認めるか、認めないかでそれぞれの自由を大きく規定する。

何より**基本的人権**を越えた（制限されている）社会・世界での規定がある場合、例えば政党や宗教的権威、軍事組織が社会運営すべてに何らかの強度で関与する（抑制したり、掻き立てたり）場合、その自由は全くないか、殆ど認められない状態の国がある。中国、ロシアを始め、朝鮮民主主義やキューバ等多くの国では、この状態である。

ここでは、個人は全てイデオロギーや宗教、権力機構＜軍事政権を含む＞の従属物となり、国民、市民の概念が抑圧されているか、全く存在しない状況である。一種の政治的奴隷状態となっており、構成員である、市民、国民、人民は権力の意志のまま、政治的自由を制限、抑圧、弾圧（強制収容所送りか、殺害される）されている。経済的自由として分配において、それなりの自由は認められる場合もあるが、多くは権力機構に経済成果の大部分を支配されている。（政党、宗教的権威、個人崇拝者、独裁者＜含むその家族＞の所有に帰されてしまっている。

３）ここでの自由はあくまで体制、権力機構にとっての自由であり、市民、国民、人民へは自由の一部を与えている状況であり、個人が自由を得る権利、主張する権利は存在していない。

５．哲学的に自由を考えるー認識とは

１）認識の主体

従来は、自由とは個人からみて、又は個人としての認識で見てきたが、自由は個人だけでなく、個々人を取り巻く多くの組織例えば家族・部族、社会、国家、世界（グローバル世界等）からなっており、個人からの認識の世界だけにとどめて考えるものでもない。

文化や制度的な一体性やまとまりがある地域、国家群、例えば西欧諸国、英国を盟主とするコモンウェルス、アメリカ等の先進諸国のまとまり、とイスラム教を中心とする中東・北アフリカ・サヘル地区、インド世界、中国世界、そして東南アジア世界では、それぞれの自由の考え方があるといえる。

但し、余りに宗教的であったり、イデオロギー的に支配されている国では、近年、西欧的な自由の概念を導入する動きがある。（ビロード革命、オレンジ革

命、アラブの春等が起こってきた。）一方で又旧来の制限された社会への復帰を目指す国々もあることも事実である。いわゆる各種の自由化・民主化革命の成功と挫折が繰り返されている。（大昔のプラハの春（チェコ）、天安門の民主化運動、ビロード革命（チェコ）、オレンジ革命（ウクライナ）、アラブの春、ミャンマーの民主化運動等）、ミャンマーの軍事クーデタによる政権奪還、タイの立憲革命（大昔）その後の度重なる軍事クーデタ、イラン革命（宗教へ戻る）他）

権力の維持のため、あらゆる手段を使うことも起こっている。

例えば、政党組織、軍事力、秘密警察、宗教警察、メディア、インターネット等を使って、個人を把握し、政治的思想、行動、経済的な取引履歴、預貯金、その他の結社活動＜中国の法輪功等も＞、外国人との交流＜政治、文化、アカデミー等全ての分野で＞を遮断し、自由・民主を制限、抑圧・弾圧する。（現在の中国では、インターネットや電子マネー等を使い、更に市街の防犯カメラで個人管理を進めている。まさに「アニマル・ファーム」注）の世界を想起させる状況となっている。）

注）アニマル・ファーム（*Animal Farm*）とは、1945 年 8 月 17 日に刊行されたジョージ・オーウェルの小説。『アニマル・ファーム』（永島啓輔訳版[1]、石ノ森章太郎画版）、『動物農園』（吉田健一訳版[4]）とも。

とある農場（「マナー農場」）の動物たちが劣悪な農場主を追い出して理想的な共和国を築こうとするが、指導者の豚が独裁者と化し、恐怖政治へ変貌していく過程を描く。人間を豚や馬などの動物に見立てることにより、民主主義が全体主義や権威主義へと陥る危険性、革命が独裁体制と専制政治によって裏切られ、革命以前よりも悪くなっていく過程を痛烈かつ寓話的に描いた物語であり、ロシア革命とソビエト連邦を理想の国とみなすような「ソビエト神話」への警鐘であった。第二次世界大戦で連合国同士であったイギリスの当時の世論において、ソ連がドイツ軍と戦ったことへの好感と敬意が主流で、ヨシフ・スターリンが「ジョーおじさん」と親しみを込めた愛称でよばれていた風潮への挑戦であったとされる。

2）何に対して自由を認識するか

通常、認識の対象は、「地上の世界の自由」が対象であるが、一方で宗教の世界から見れば「天上での自由」と言う考え方もある。本論では、地上の世界での自由を取り上げるが、国により、制度や文化によっては、「天上の自由」が大きな意味を有している国や世界があることも事実である。この点も一応考慮しておかなければならない。

イスラム過激派やその他のオカルト集団においては、まさに天上の自由？を求めての行動がより強く出る場合や状況もある。（中東シリアを中心に起こった、「イスラム国」もその例の一つである。その他のオカルト集団の暴発もある）

3）歴史的な認識としての自由

認識としての自由では、①自然に対する畏怖の念からの自由、②宗教に対する対応としての自由があり、③家族・部族の規範やルールに対する自由、そして近世・近代以降では、社会・社会階層：（王侯貴族<王権＞、エリート、宗教集団＜教祖・集団、軍事集団＜将軍等＞）からの自由で平等意識が高まってきた。

（近代、現代では産業家、商人、金融商人、情報集団、知的エリート＜学問、芸術、アカデミズム、医療、法曹、会計等＞のブルジョワジーや中産・上流市民層・知的階層等＞による自由が主題となっていた。

第二次世界大戦後、先進諸国を中心に大衆社会の到来とともに一般市民（上級、大衆・庶民)、カースト最下級民において自由が求められてきた。）

一方で、個人に対して、国家の力が大きくなると民主主義的国家であれ、権威主義的国家（一党独裁、個人独裁、軍人独裁、家族・閨閥独占、宗教独裁、民族独裁、その他）であれ破綻国家（経済的、社会制度的、部族紛争）において政治権力や経済権力に対する相対的自由が問題となってきた。

＜国家群（体制別）：

民主主義国家群：（先進欧米国家＋日本)、韓国・台湾等（ＯＥＣＤ諸国）

イデオロギー国家群：（中国共産党、ベトナム共産党、北朝鮮、ネパール、キューバ、ロシア、ベラルーシ)、

軍人国家：（ミャンマー、タイ、）

宗教国家：（イランイスラム共和国、サウジアラビア、カタール、ＵＡＥ，クウェート等

強権・独裁国家群：（ベネズエラ、シリア・アサド、シンガポール・、マレーシア？）（ブラジル等）（北朝鮮・金正恩）（ロシア・プーチン、ベラルーシ・ルカシェンコ）

破綻国家：（経済面：ギリシャ、イラク、国内分裂・武装闘争：＜アフリカ・中東＞南スーダン、ソマリア、イエメン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、ハイチ、アルゼンチン、チリ等多数あり）国家として大きな問題を抱えたこれらの国々では自由の意味するところが異なっている。

4）基本的人権としての諸自由と戒律（宗教)、イデオロギー、社会規範や慣習・タブー等との齟齬が大きい社会

これらの国では、何に優先順位を置くかによって自由そのものが異なってくる。また現実として異なっている。特に政治分野での自由や経済的自由は異なってきている。いわゆる西欧的な考え方だけで判断したり、強制したり押切ることはできない。

6．自由について（家族、組織、コミュニティ、国家から考える）

先の４．項で述べた通り、近代から現代においては、自由を考えるとき西洋文化や西洋の精神を中心に考えると、神から人間が独立して存在することから自己の確立、そして「個人」を中心に、自己における自由特に国家・政府や権力のあるものに対峙して、自由を考えることが中心となってきた。

しかし、一方で人間は社会的動物であり、社会の構成員であることを抜きには考えられない。特に社会が大きくなる中で、そして分業や交易、社会の安全保障や治安問題を考えるとき、どうしても幾つかの集団、組織を抜きには語ることはできない。なお人間は同時に複数の集団・社会・コミュニティの構成員ともなっている。最小単位の夫婦、家族、そして親族、部族、そして社会のつながりとしての各種のコミュニティ（職業：会社、職業団体、地域商工団体、地域：地域社会＜集落、市町村、広域自治体、その他のコミュニティ＜教育、文化、生活、安全のためのコミュニティ：隣組やマンション・団地等のコミュニティ等＞）が一つの単位となることがある。特に近代・現代社会では、同業者組合、商店街、工業・産業の団体、そして何より会社＜中小零細企業から中堅、大企業そして現在ではグローバルな大企業まで＞、その他の組織として地方の自治体、行政組織等）が重要になっている。そしてその構成員として、ただ単に個人の意見、主張、判断をするだけで存在することは許されなくなっている。このため、自由においても従来の「個人の自由」ののみならず、各種のコミュニティ・組織として「社会での自由」も考えざるを得ない。

単純な、「個人の自由」の面だけからのみ自由を論議することは、もはやできなくなっている。

1）組織の、そしてコミュニティの構成員となるとそこには、それぞれのルール（暗黙的なものも含む）が存在し、そのルールを決定する時に、又個人と他の構成員間での合意、了解、調整が必要となる。

この時の最大のコミュニティが現状では、「国家」であり、そのルールが憲法をはじめとする法律や規範となる。この憲法の成立においては、やはり文化的、政治的そして歴史的な流れと理由があり、それぞれのコミュニティにおける規範、ルール、暗黙的な了解などにより異なった判断、解釈、適用を行わなければならない。特に国家の形態（民主主義的、権威主義的、独裁的等）の違いにより結果として、上記第２，３章で述べた通りそれぞれの国（国の成立にも多いく依存する）の形によって異なってくる。＜なお、EU は一つの憲法的なモノを持っているがまだ未完成な状態ともいえる。＞

この意味で、自由の概念は異なり、一元的な一つの基準で善悪もしくは、優良の判断をすることは大いなる問題が生じる。

いわゆる西欧（含む米国および西欧的な文化を取り入れた国々）諸国の自由と、例えば、ロシアの自由、中国の自由、サウジアラビアやイランの自由とは大きく異な

り、一方的な押し付け的な基準の設定は、大きな問題と衝突をもたらすことも注意しなければならない。場合により戦争にも発展しかねない。

2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、ロシア的自由と西欧的な自由を求めたウクライナの自由の違いが衝突した面もある。

自国の権益範囲内の地域の国家、政権が一つのコミュニティ・ロシア圏（旧東ヨーロッパに相当する）から離脱する時に対して「国家の自由」＜民族自決、や独立の自由＞を認めるか、認めないかの問題である。

大国のロシアがウクライナを締め付けているが、過去にはスーダンと南スーダンの分離独立の戦闘やインドネシアから東チモールの独立でも同様の問題は生じたが、今回は、国連常任理事国が行った侵攻、つまり戦争と言うことができる。

2）文化多元主義を取ると、自由については、上記の政治体制の違いだけでなく、文化的な宗教的な差異によっても大きく異なってくる。

特に、宗教観に根付いた社会・文化をキリスト教的西欧の基準で測ることは大きな問題を孕む。更に、政治体制で独裁的な（軍事独裁だけでなく）国家や、そもそも国家として成り立っていない破綻国家と呼ばれる国々ではなおさらである。更に、その国家の構成員である部族又は家族のしきたりによる、男女の区別、慣行による違いにより、自由はかなり変質される。そのような状況下にある国、地域、市民も多いことに留意する必要がある。（我が国内においても、地域により自由が異なる実態がある。東京等の首都圏、大都市と地域の習慣が生活に密着している地域では異なっている。）

より小さい単位で見れば、家族毎に異なることが見受けられる。

さらに、現在の様に国家が分裂したり内部抗争したり、外部からの永続的な抑圧、侵略があり、国を追われたり、経済的・政治的混乱により難民として移住せざるを得ない市民も多いと、「自由の検討」の限界も考えざるを得ない。（中東地区、中米地区、南米、アフリカそして今やヨーロッパの一員でもあるウクライナやその他の旧ソ連地域の国々も同様の状況にある。アジアでもミャンマーをはじめとして、ロヒンギャ問題、中国国内のウイグル人その他）さらに多くの国での少数民族問題も表面化してきている。

3）大国間で途上国（アフリカ、中南米を中心に一部イスラム諸国も）の政治的な取り込みや経済的な取り込みが激化している中、自由の問題も大きく関わってきている。この中で、内政不干渉のもと、人権を含め自由の抑圧や強制に関して、無関心を装う権威主義的国家が、その勢力を拡大している事実も注視しなければならない。特に、中国やロシアによる途上国への対応は、西欧的自由主義の見方からすれば、非常に問題となっている。

4）民主義国家といわれる国でも、国内に自由が奪われていることがある。その最大は、アフリカ系アメリカ人やラテン系アメリカ人に対する各種の不平等と事由の

制限があり、インドにけるカースト問題やインド国内の仏教徒への差別もある。すべてについて、即座に自由が保障される条件が整うわけではなく、その問題の解決には大きな時間と政治的な力が必要であり、それを支える教育の普及の問題がある。考える自由、表現する自由が無ければ平和的な解決には程遠くなるのも現実である。

7．世界の自由度（国家の序列付け）

1）先進民主主義国家、権威主義国家、独裁国家、破綻国家での自由の意味

上記状況を勘案するが、フリーダム・ハウス（NGO）＊等の評価団体等は、世界の国々の自由度をランキングしている。

例えば人口別、自由度別国数の推移を見ても 1990 年から過去 30 年において、自由化率の高い国は、ほぼ横ばいにしかなっていない。むしろ自由でない国が増えてきている。

＊フリーダム・ハウスとは、**アメリカ合衆国 に本部を置く 国際 NGO 団体**である。 同国としては初の世界規模で自由を守るために活動する組織として知られている。 フリーダム・ハウスは 1941 年にナチス・ドイツに対抗して、自由と民主主義を監視する機関として設立された。**本部:** アメリカ, ワシントン D.C.

毎年 193 の国と地域に関して以下のレポート等を公開している。

・Freedom in the World：自由度や人権上今日を表すレポート

・Freedom of the Press：報道の自由度を調査したレポート

・Freedom on the Net：インターネット上の自由度ランキング

「Freedom in the World」の指標は下記を基に評価し、政治的自由と国民的自由のカテゴリーを 1 から 7 の数字で表し、各国を自由・部分的に自由・自由がない国の三種類に分類している。

政治的自由：自由で公正な普通選挙、公職への立候補、政党への参加などを含む政治過程への参加の自由に関する事項

市民的自由：表現・信仰の自由・結社の自由、法の支配・個人の自律など

以下、2022 年発表の各種自由度のデータを表にしたものを参考に掲載する。

（第一生命経済研究所作成による）ここでは、自由な国、概ね自由な国、不自由な国の 3 つに分けてこれらの国々の増減を見ている。

資料１　自由度別国数推移

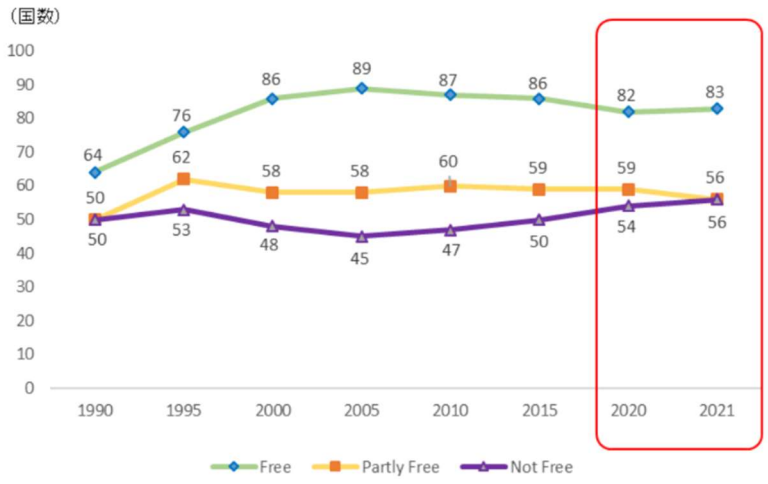

出所）　Freedom House (2022) "Freedom in the World 2022"より第一生命経済研究所作成

自由な国は、増加せず、むしろ何らかでの不自由な国が増えているのが現実である。これは、自由と民主主義にとって大きな問題であり、現在の先進自由主義国家が理想とはかけ離れてきていることにもある。アメリカ、ドイツ、イギリス、日本でも決して満足いく政治がなされておらず、国内の分裂や大きな不満が表れていることにも見える。

特に貧富の差や格差の拡大が広がる現状では、むしろ上からの強圧的な政治でも不平等（政治的にも経済的にも）が解消又は減るなら国民としては文句は言わないという姿勢も納得できることとなって来ている。（ロシア、中国のみならず、トルコでも、又ヨーロッパに加わったハンガリーでも同様であり、東南アジアでもシンガポールやフィリピンでも同様であり、政権交代が極端に行われる韓国もその一つといえる。

資料２　世界 GDP の自由度別構成比の推移（名目・US$）

（出所）Freedom in the World 2022、IMF "World Economic Outlook"（2021.10）、国連データ（https://data.un.org）より第一生命経済研究所作成

特に、これ等の 3 つの区分での世界人口の構成比の推移をみると自由が確保されている国が減少していることに注目戴きたい。この 3 つの区分を自由主義的国家群と権威主義的国家群、その他どちらにも識別できない国家群とみてみると、近年、自由主義が脅かされていることが理解できる。このことは、世界的な機関や機構の運営においても大きな影響を与え、機能不全に落ちている理由が理解できる。特に 2020 年以降、コロナ禍による世界的な経済の停滞と格差や不満の充満は、多くの国で、部分的でも不自由な国が（国家の統率、支配のためとはいえ）増加していることにみられる。

資料 3　世界人口の自由度別構成比の推移

（出所）Freedom in the World 2022、国連"World Population Prospects 2019"より第一生命経済研究所作成
（注）対象はFreedom in the World 2022 において国（地域ではない）としてカウントされている国。2026eは 2021 年時点の自由度 3 区分に 2026 年の人口予測（国連中位推計）を掛け合わせて算出

市民的自由と政治的な権利のスコアをマトリックスで見ても同様のことが言える。

○ マトリクス

Status		Political Rights score						
		0-5*	6-11	12-17	18-23	24-29	30-35	36-40
Civil Liberties score	53-60	PF	PF	PF	F	F	F	F
	44-52	PF	PF	PF	PF	F	F	F
	35-43	PF	PF	PF	PF	PF	F	F
	26-34	NF	PF	PF	PF	PF	PF	F
	17-25	NF	NF	PF	PF	PF	PF	PF
	8-16	NF	NF	NF	PF	PF	PF	PF
	0-7	NF	NF	NF	NF	PF	PF	PF

KEY: F = Free, PF = Partly Free, and NF = Not Free

（出所）Freedom House(2022) "Freedom in the World 2022"より抜粋

○ 計算方法 128名のアナリストと50名近いアドバイザー等によりPolitical Rights score（政治的権利）については10指標、Civil Liberties score（自由権）については15指標、それぞれ4点満点で評価。

○ 日本のスコア（96点） Political Rights scoreは10指標すべて満点の40点、Civil Liberties scoreも15指標60点満点中56点と高得点。

2）先進民主主義国家、権威主義国家、独裁国家、破綻国家での自由の意味が大きく異なることを理解しなくてはならない。

特に、ヨーロッパにおける大航海時代以降、1600 年代からのヨーロッパ諸国の発展や産業の発展、そして植民地支配等がヨーロッパ地域や北米諸国を除く各地に広がり、1950 年代になってやっと一部開放されて来たという歴史を認識しなければならない。この間、西欧における科学技術の発展、近代思想の発展がこれらの地域に及ぼした影響も大きい。それぞれの地域では、一定の政治的な、そして経済的なまとまりとしての国家、体制、権威等（王国を始め）があり、それぞれの固有の文化が存在していたが、この政治的、経済的そして文化的なモノが、失われ（破壊され、収奪され)、感化されてきたことにも十分注意しなければならない。

此の西欧的そしてアメリカ的な、そして一部ではロシア的そして中国的な圧倒的な政治的、経済的、文化的な拡大、進出（支配や収奪を含む）がなされたことにも注意しななければならない。

3）日本の特異性

なぜ日本が近代において、他のヨーロッパ以外の国々（アジア、アフリカ、中東、中南米等）の様にはヨーロッパ諸国に支配されたり植民地化されたり、政権・国家・権威が潰されなかったのか。

それには、以下の大きな理由があったといえる。自由の概念の一つとして政治的な独立が保たれた＜諸外国に支配されなかった＞ことは重要であった。

非常に幸運と状況に恵まれた国の一つとして、日本が置かれたことも忘れてならない点である。更に戦国時代を経て、軍事や国防の概念が生まれ、徳川政権と言う一つの国にまとまったことが大きい。さらに他国（ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリス等）との付き合い方（政権の上層部の一部の者には）を知っていたことにもよる。特に 1641 年代の江戸幕府の長崎出島完成と鎖国と宗教（キリスト教：旧教）の侵入阻止は重要であり、それでも長崎でのオランダ等から西欧の文化や世界情勢が入って来たことによる。江戸初期から既に長崎・出島等を通して、ヨーロッパの思想や文化が入って来ていたことは重要である。徳川政権下の各地方の藩におけるヨーロッパ思想や技術特に医学等の受入は大きな役割を果たしたといえる。これらのヨーロッパ文化を理解し、自身の知識として受け入れることができた教育水準の高さもおおいに支えとなった。

（蘭壁大名が各地に起こり、広く国内留学としての長崎詣でも行われていた。更に国内における人々（上流の武家や知識階級）の交流も文化の国内での伝播を助けてきた。

なおこの鎖国体制の中で、1792 年及び 1804 年のロシア使節の来航は大きな影響を与えた。1830 年以降（1828 年シーボルト事件が起こる）の幕末時期、明治における対欧米への対応や順応、文化（含む化学や軍事）の受入が当時としては、適切で

あったことも忘れてならない。また政治や思想では、江戸時代から儒教（朱子学や陽明学そして古学）の思想のみならず、民間の各種の思想の中に現れ、更にこの結果として江戸後期から幕末、維新期における欧米思想の受け入れにそれなりの寄与があったといえる。

但し、この中では、幕府や諸藩による強圧的な統治、弾圧は行われず、特に文化面では、都市部（大坂、京、江戸やその他の各藩の行政の都市）では自由な芸能等が盛んとなり、かわら版を始め、浮世絵等での文化の伝播と出版、報道の自由はあったといえる。更に商工分野でも経済の発達とともに自由市場が生まれており、更に身分制度も言われているほど厳しいモノではなかったといえる。

学術分野でもオランダ語を通して、医学・化学・博物学分野では相当に自由が保たれていたといえる。これが幕末の江戸政権の転換にも影響を与えた。（決して薩長土肥のみが社会変化や自由を感知していたわけでない。むしろ薩長の方が強権的な政治で、武力的で、自由を抑圧さえしてきた。

８．終わりに

１）それぞれの国の歴史の中で考える

現時点で、近代・現代の民主主義、自由主義国家は実はＯＥＣＤ諸国内でも少なく、Ｇ７と呼ばれる西欧中心の先進国に後に 20-30 か国程度があって最大の国家群といえる。1950 年以降、東南アジア、アフリカ、中東を中心に多くの国が独立し、国家として体裁を整え、国の発展を切望し、取り組んできた。

しかし実態は、太平洋の島礁国を始め、多くの国が開発途上のまま取り残され（ＬＬＤＣ諸国)、政治的にも強権的な体制（権威主義国家体制）を取るか、もしくは政府や国家として機能できていない国々（アフリカ諸国、カリブ海諸国等）が多い。いまだに強権的な自由主義的国家は多い。

この中に合って、欧米先進国（北欧を含む）の様な、自由の概念をそれぞれの国や国民に植え付け、更にそれに合った政治体制や経済体制を求めることが適切なのか、大きな疑問が湧いてきている。

２）1989 年のソ連崩壊後の冷戦の終結があったが一方で、中国の台頭、2000 年初めにはＩＭＦやＩＢＲＤによる経済的に困難な＜債務超過等＞国々に対して、経済自由化の強制の様なシステム導入を押し付ける結果となったが、今後、このような方法を進めることで自由主義国家が生まれ、発展していくとは言えない。むしろ国内の政治的な強化、権力集中により開発独裁的に統治し、経済発展を続けていく方が良いとの考えもある。このため自由（言論や報道等等の政治的自由）を一部制限してでも国家建設に励む国がある。

（実は、日本でも明治維新後の 20 年までは、まさに開発独裁的な強権的な、＜但し、欧米列強に植民地化されないために政治、経済体制：財閥の育成等も＞政策を取ってきている。）

アジアの 4 ドラゴン（韓国、台湾、香港、シンガポール）はまさに日本の経済発展のルートをそのまま映して来たともいえる。
現代、その代表としてのシンガポール、マレーシアやインドネシアそしてベトナムが権威主義的国家による上からの強力な統治や支援で国を豊かに、そして自立出来る国になることができるとの幻想を与え、まがりなりにもその国の発展に寄与してきた。中東のサウジアラビアやその他の君主、首長国も同様である。
そして、大国としての中国やロシアにおいても、経済発展つまり食えること（豊かさの前に）が最優先であり、その後、欧米・日本並みの豊かさの享受、そして大国としての誇りを持ち続けるための強固な国家体制のため（実は共産党と言うイデオロギーを強化し、又守るため）自由を制限している。

3）自由の段階について

自由には大きく分けて精神的自由と経済的自由とそして政治的自由にわけられてきたが、国連の SDG s でも取り上げられている 17 項目の目標の内、《1 番、貧困をなくそう、2 番、飢餓をゼロに、3 番すべての人に健康と福祉を》がまず多勢英されなければならないという点で経済的自由が第一ステップとなる。そして、その上に、質の高い教育の下に、政治的自由そして、より高次の自由として精神的な自由（信教、人権、ジェンダー、人や国の不平等が無い、そして結果として平和で公正の確保）があると言える。

自由について、特に戦後独立した国々、新興国、発展途上国の視点で見れば、自由とは、一義的に捉えるのでなく、多様性のある状態を認識せざるを得ない。

参考文献

（古典文献）
デカルト（1637 年方法論序説）
J.ロック（「寛容論」（1689）（1632-1704）
ホッブス（「リヴァイアサン」（1651）（1588-1679）
ヘーゲルの自由（1770-1831）
カント（「純粋理性批判」（1781）（1724-1804）
J.S.ミル（「自由論」（1859）（1806-1873）
（現代）
エーリッヒ・フロム（1890-1980）
アマルティア・セン『自由と経済開発』2000 年　日本経済新聞社
アイザイア・バーリン『自由論』1979 年　みすず書房
R.ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』1985，1995　木鐸社
A.マッキンタイア『依存的な理性的動物』2018 年法政大学出版局
F.ハイエク「ハイエク全集 5.6,7 巻『自由の条件』」1960 年　春秋社
ロールズ「正義論」2010 年　紀伊国屋書店
M.サンデル『リベラリズムと正義の限界』2009 年（改題）勁草書房
D.アセモグル＆Ｊ．ロビンソン『自由の命運』2020 年　早川書房

参考資料

各国憲法　（日本、アメリカ、フランス、中国、ロシア、インド、インドネシア）
Freedom House　2022　“ Freedom in the world 2022”
・Freedom in the World：自由度や人権上今日を表すレポート
・Freedom of the Press：報道の自由度を調査したレポート
・Freedom on the Net：インターネット上の自由度ランキング
IMF　“World Economic Outlook 2022”
第一生命経済研究所作成資料

ウィキペディア：参照
ロック、ホッブス、カント、Ｊ.Ｊルソー、ヘーゲル、J,S ミル、ハイエク、ノージック
アマルティア・セン、バーリン、ロールズ、サンデル、マッキンタイア、ハイエク